

新潟市介護予防ケアマネジメント実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条1号ウに規定する介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）の実施に関し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、実施要綱の例による。

(事業の目的)

第3条 介護予防ケアマネジメントは、第5条に規定する対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、当該対象者の選択に基づき、実施要綱第4条第1号ア、イ及び第2号に掲げる事業が包括的かつ効率的に提供されるよう専門的視点から必要な援助を行い、もって当該対象者が地域における自立した日常生活を送れるよう支援することを目的とする。

(事業の実施)

第4条 市長は、介護予防ケアマネジメントの実施を、法第115条の46第3項に基づき地域包括支援センターを設置する者に委託することができる。

2 前項の規定により介護予防ケアマネジメントの実施の委託を受けた者（以下「介護予防ケアマネジメント受託者」という。）は、自らが設置する地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメントを実施する。

3 介護予防ケアマネジメント受託者は、法第115条の47第5項の規定に基づき、当該委託を受けた介護予防ケアマネジメントの一部を法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者等に再委託することができる。

(事業の対象者)

第5条 介護予防ケアマネジメントの利用の対象者は、実施要綱第10条各号に規定する者とする。

(利用手続き)

第6条 居宅要支援被保険者等が介護予防ケアマネジメントを利用しようとする場合は、新潟市介護保険法施行細則（平成12年3月31日規則第44号。）第15条に規定する様式（別記様式第19号）に介護保険被保険者証を添付して、市長に届け出るものとする。（届け出た者を以下「利用者」という。）

2 居宅要支援者被保険者が、介護保険法施行規則第95条の2の規定により、指定介護予防支援を受けることにつき市長に届け出ている場合には、前項の規定による届出があったものとみなす。

3 第1項の届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該居宅要支援被保険者等に対して介護予防ケアマネジメントを実施する地域包括支援センターが行うことができる。

4 市長は、第1項の規定により、事業対象者からの届出があった場合は、受給者台帳に登録し、介護保険被保険者証を発行する。

(事業の内容)

第7条 介護予防ケアマネジメント受託者は、利用者に適切なアセスメントを実施することにより、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者がそれを理解した上で目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的なサービスの利用等について検討し、必要に応じて介護予防サービス計画の作成、サービス担当者会議（第1号事業に関する知識を有する職員が介護予防サービス計画の原案に位置付けた第1号事業の担当者を招集して行う会議をいう。）への出席及びモニタリング評価等を行うものとする。

2 介護予防ケアマネジメントの実施にあたり、利用者の状況や利用を希望するサービスを踏まえて、次の各号に掲げる事業の類型に分けて事業を行うものとする。

(1) 原則的な介護予防ケアマネジメント（以下「ケアマネジメントA」という。）
介護予防支援に相当するもの

(2) 簡略化した介護予防ケアマネジメント（以下「ケアマネジメントB」という。）

介護予防支援に係る基準を緩和した基準により行い、基本的に、サービス担当者会議等を省略したもの

(3) 初回のみ介護予防ケアマネジメント（以下「ケアマネジメントC」という。）

介護予防支援に係る基準を緩和した基準により行い、基本的に、サービスの利用の開始時又は地域の介護予防活動その他の活動への参加の開始時のみ行われるもの

(委託料の支払)

第8条 市長は、居宅要支援被保険者等が、介護予防ケアマネジメント受託者から介護予防ケアマネジメントを受けたときは、当該介護予防ケアマネジメント受託者からの請求に基づき、当該介護予防ケアマネジメント受託者に対し、介護予防ケアマネジメントの実施に要する費用について、介護予防ケアマネジメントに係る委託料（以下「介護予防ケアマネジメント委託料」という。）を支払うものとする。

2 介護予防ケアマネジメント委託料の額は、第7条各号に掲げる介護予防ケアマネジメントの類型ごとに別表に定める単位数にそれぞれ1単位あたりの単価を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 前項の1単位あたりの単価は、厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。）の規定により、10円に新潟市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額とする。

(返還)

第9条 市長は、この要綱の規定に違反した者又は偽りその他不正の手段により委託料の支払を受けた者がいるときは、支給した委託料の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(状況報告等)

第10条 市長は、必要と認めるときは、介護予防ケアマネジメント受託者に対し、事業の実施状況について説明若しくは報告を求め、又はこれに関する帳簿その他の関係書類を閲覧し、調査若しくは指導をすることができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行について必要な準備行為は、要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

介護予防ケアマネジメント委託料単位数表

1 ケアマネジメントA委託料

(1) 基本委託料（1月につき） 442単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しない。

(2) 初回加算 300単位

注3 地域包括支援センターにおいて、新規に介護予防サービス計画を作成する対象者にケアマネジメントAを行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

(3) 委託連携加算 300単位

注4 介護予防ケアマネジメント受託者が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者に再委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）に提供し、指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属

する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

2 ケアマネジメントB委託料

(1) 基本委託料(1月につき) 215単位

注1に同じ

注2に同じ

(2) 初回加算 300単位

注5 地域包括支援センターにおいて、新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対しケアマネジメントBを行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

(3) 委託連携加算 300単位

注4に同じ

3 ケアマネジメントC委託料

(1) 基本委託料(1月につき) 300単位

注1に同じ

注2に同じ